

自衛隊イラク派兵差止訴訟名古屋高等裁判所違憲判決に関する会長声明

2008年5月2日

広島弁護士会会長 石口俊一

当会は、日本国憲法が施行されて61年目となる5月3日を明日に控えて、基本的人権の保障、国民主権、そして平和主義の憲法の理念を実現するため、今後も継続して努力する新たな決意をするとともに、先般、憲法9条と平和的生存権に関して名古屋高等裁判所が出したいわゆる自衛隊イラク派兵差止訴訟判決について、以下の通り会長の声明を發表する。

記

1、名古屋高等裁判所民事第3部（青山邦夫裁判長）は、2008年4月17日、自衛隊イラク派兵差止訴訟判決において、現在、アメリカ合衆国からの要請により、航空自衛隊がクウェートからイラクのバグダッドへ武装した多国籍軍の兵員輸送を行っていることにつき、「バグダッドは、『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法』（以下「イラク特措法」という。）に規定されることの「戦闘地域」に該当し、この兵員輸送は他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動である。」と判断した。

そして、「憲法9条に関する政府解釈を前提とし、イラク特措法を合憲とした場合であっても、この兵員輸送は、武力行使を禁じたイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同法同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反する。」との判断を示した。

そのうえで、同判決は、原告らが訴訟提起の根拠とした憲法前文の平和的生存権について、これは全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、憲法上の法的な権利としたうえ、その侵害に対しては裁判所に対して救済を求めることができる場合がある具体的な権利であると判断した。

2、これまで、当会は、2003（平成15）年1月22日、「米国による対イラク武力行使に反対する会長声明」、2004（平成16）年2月13日、「自衛隊のイラク派遣に反対する会長声明」、同年12月8日、「自衛隊のイラク派遣期間延長に反対する会長声明」、2005（平成17）年12月14日、「自衛隊へのイラク派遣再延長に反対する会長声明」をそれぞれ發表し、自衛隊の派遣の反対を表明し、あるいは、その速やかな撤収を求めてきた。

これら当会の一連の声明及び決議は、イラク特措法が国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた日本国憲法に違反するおそれが極めて大きいこと、また、イラクへの自衛隊派遣がイラク特措法の「非戦闘地域」の要件を満たしていないことを主な理由とするものであった。

このたびの名古屋高等裁判所の判決は、当会のかねてからの主張の正しさを裏付けるものである。

3、当会は、名古屋高等裁判所が、イラクにおける自衛隊の活動の実態を具体的に認定

した上で、憲法前文の平和的生存権について具体的権利性を認めた画期的な判決を行ったことを高く評価し、同裁判所が憲法判断について司法府としての責任を全うしたことに心からの敬意を表するものである。

そして、政府に対し、この判決を軽んずるかのような言動をするのではなく、真摯に受け止めて自衛隊のイラクへの派遣を直ちに中止して全面撤退を行うことを強く求める。

以上